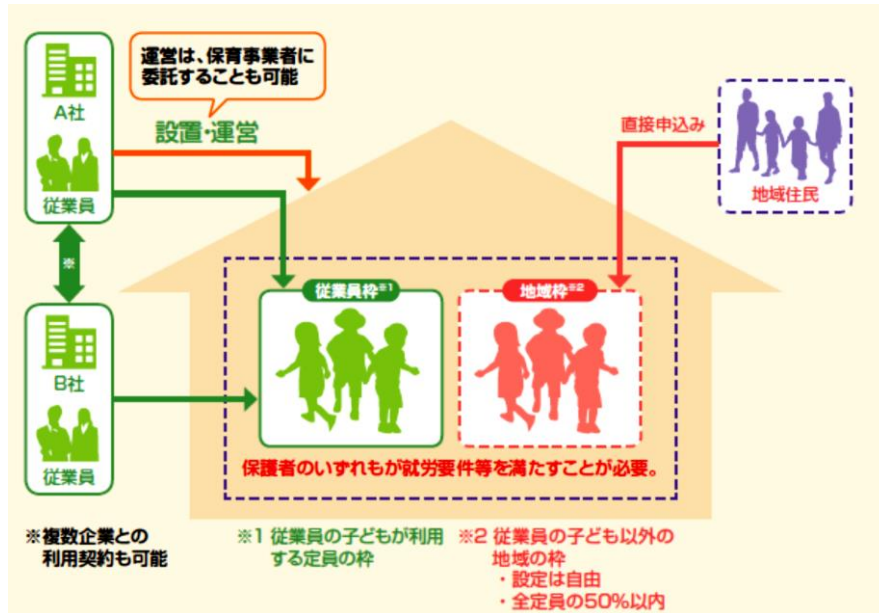


企業主導型保育所利用者への保育料補助について

1 企業主導型保育所の事業形態について

- ・企業が設置する従業員のための保育所（複数企業との利用契約も可）
- ・（公財）児童育成協会から整備費と運営費の助成を受けて実施
- ・地域枠として、任意で地域住民を受け入れることが可能（総定員の 50%以内）

【イメージ図：内閣府パンフレットより】



2 企業主導型保育所利用者への保育料補助

- ・東京都の補助制度※を活用し、保護者の負担軽減を目的とした事業
- ・市内外の企業主導型保育所の地域枠を利用する多摩市民が対象

【補助開始時期】平成 31 年 4 月

【対象者】各月 1 日現在、多摩市に住民登録がある方

企業主導型保育所と月 160 時間以上の地域枠の利用契約を締結していること

【補助金額】児童一人につき保護者が支払う保育料の 1 / 2（月額 3 万円を上限）

※上記の東京都の制度は、平成 31 年度までの予定で実施されます。平成 31 年度以降東京都の制度が終了した場合は、保育料補助制度について見直し予定。

3 市内で開設予定の企業主導型保育所（会議開催時点）

開所予定	名称	設置事業者 運営事業者	所在地	定員 (地域枠内数)
H31.4	プラスキッズみらい保育園 聖蹟桜ヶ丘園	(株)みらい保育運営社	関戸 3 丁目 14-8 シエ・モア桜ヶ丘 1 階	25 名 (地域枠 12 名)
H31.6	京王キッズプラッツ 多摩センター	京王電鉄(株) (株)京王子育てサポート	落合 1-12-7	50 名 (地域枠 23 名)

※本補助事業は、平成 31 年 3 月議会における予算の議決を以って、実施可能となります。